

戸田市学童保育室運営等事業費補助事業実施要綱

平成 2 4 年

市長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内で放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）を実施するものに対し、予算の範囲内において戸田市学童保育室運営等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付し、放課後児童健全育成事業の進展を図ることを目的とする。

2 前項の補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成 2 1 年規則第 6 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

3 この要綱において「学童保育室」とは、放課後児童健全育成事業を実施する場所である放課後児童クラブで、市内に設置されるもの（市により設置されるものを除く。）をいう。

(補助対象事業)

第 2 条 補助対象事業は、補助対象者が別表第 1 の要件に従い、市内で実施する放課後児童健全育成事業とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助対象者は、社会福祉法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、学校法人、株式会社、合同会社、有限会社及び特定非営利活動法人で、かつ、児童福祉法第 3 4 条の 8 に規定する放課後児童健全育成事業開始の届出が行われている学童保育室を運営するものとする。

(補助金の額及び交付時期)

第 4 条 補助金の額及び交付時期は、別表第 2 に定めるとおりとする。

(申請の期限)

第 5 条 補助金の申請期限は、当該事業年度の 4 月 1 0 日とする。

(補助金等交付申請書に添付する書類)

第 6 条 交付規則第 8 条第 1 項の補助金等交付申請書に添付する書類は、交付規則に定める書類及び経営状況に関する書類（別表第 3）とする。ただし、市長が特に不要と認める書類については、この限りでない。

(補助金等交付決定通知に加える条件)

第7条 市長は、交付規則第10条第2項に規定するところにより、補助金の交付決定に際し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（令和5年こども家庭庁告示第9号）で定めている処分制限期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (6) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合には、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- (7) 前号前段の規定による報告があった場合には、当該報告に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (9) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金

等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(10) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(11) 補助決定事業者が前各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市に納付させることができる。

(12) 市長又は市の委託を受けた代理者は、必要と認めるときは、補助決定事業者の施設の設備又は運営について調査することができる。

(13) 補助決定事業者は、本事業に係る書類の作成、その他本補助金の交付条件に基づき必要とする一切の費用を負担すること。

(14) 補助金の請求金額は、4月分から翌年の2月分までは決定金額を12で除した金額（千円未満切捨て）とし、3月分については、未交付額全額とする。

(15) 構成する児童の数が年間平均10人未満である支援の単位に対する補助については、補助を取り消すことがある。

（実績報告の期限）

第8条 交付規則第16条の実績報告は、当該事業年度の3月末日までに提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、市長決裁の日から施行し、改正後の戸田市学童保育室運営等事業費補助事業実施要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

戸田市学童保育室運営等事業費補助金交付対象の要件

戸田市学童保育室運営等事業費補助金の交付を受ける場合、次表に掲げる要件のすべてを満たしていることとする。

項目	内容
施設要件	建築基準法（昭和25年法律第201号）を遵守した施設であること。 児童1人につき設備部分（トイレ、物置等）を除いて1.65㎡以上を確保され、衛生及び安全に配慮された施設であること。 多数の児童と指導員が生活するために必要な施設・設備が備えられていること。
	設備 トイレ、洗面所、台所、消防設備（消火器等）の設置があること。 その他保育に必要となる設備は任意設置すること。
	定員設定 原則として最小10人から最大40人まで
	防火管理 消防法（昭和23年法律第186号）を遵守し、必要に応じて防火管理者を配置すること。（ただし、集合住宅等を賃借し、学童保育室を実施する場合は、同一棟内に防火管理者がいれば、この限りでない。）
運営要件	対象児童 小学校に通学する児童及び特別支援学級に通学する児童（児童福祉法第6条の3第2項）
	入室条件 ・保護者が、日中に自宅外で就労又は就学している場合（自宅での自営を含む。） ・保護者が、疾病又は負傷のため自宅で療養している場合 ・保護者が長期にわたり入院若しくは通院又は他の家族の看護をしている場合 ・母親が、出産予定日6週間前の日から出産後1年を経過する日までの期間にある場合
	開室日 月曜日から土曜日まで

		(ただし、以下休室日を除く。)
	休室日	日曜日 祝日 年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）
	開室時間	月曜日から金曜日まで（振替休日は除く。） 放課後から午後７時以上 土曜日、長期休業日及び月から金曜日までで振替休日の場合 午前８時から午後７時以上
利用料（保育料）		市の基準と同等程度とし、徴収することとする。

別表第2（第4条関係）

補助対象事業及び補助額一覧表

補助区分	補助基準額等	適用要件等	請求締切	交付時期
運営基本額	(1) 構成する児童の数が1人以上19人以下の支援の単位 2,629,000円－(19人－支援の単位を構成する児童の数)×29,000円	1 各学童保育室の運営に要する基礎経費及び児童数においては、年間平均数とする。	4月、7月、10月、1月の10日までとする。	四半期ごとに請求の日から30日以内
	(2) 構成する児童の数が20人以上35人以下の支援の単位 4,868,000円－(36人－支援の単位を構成する児童数)×26,000円	2 原則として児童数10人以上。		
	(3) 構成する児童の数が36人以上45人以下の支援の単位 4,868,000円	ただし、特段の理由により市長が必要と認めた場合は、		
	(4) 構成する児童の数が46人以上70人以下の支援の単位 4,868,000円－(支援の単位を構成する児童の数－45人)×75,000円	10人未満でも対象		
	(5) 構成する児童の数が71人以上の支援の単位 2,917,000円	3 放課後児童支援員の配置については、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平		
	※ 実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満			

		たない場合には、基準額に「 <u>実施月数÷12</u> 」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	成26年厚生労働省令第63号）」に従い各支援単位の児童数に応じて配置		
家賃加算		使用料年額（ <u>1,800千円</u> まで）	建物使用料及び自己施設の土地使用料		
開所日数加算		20千円×（年間開所日数－250日）	原則として1日8時間以上開所		
長時間開所加算（2等50分以上）	長期休暇	190千円×「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数	1日8時間を超えて開所		
障害児受入推進費		2,059千円 ※障害児在籍月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、基準額に「障害児在籍月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	障害児を1人以上受け入れる場合に、専門知識等を有する放課後児童支援員等を配置		
医療的		(1) 看護職員等を配置 4,	医療的ケア児		

ケア児 受入推 進費	0 6 1 千円 (2) 看護職員等が送迎支援等 を実施 1, 3 5 3 千円 ※事業実施月数（1月に満たない 端数を生じたときは、これを 1月とする。）が12月に満た ない場合には、算定された基準 額に「事業実施月数÷12」を 乗じた額（1円未満切り捨て） とする。	を受けるため に必要な看護 職員の配置及 び送迎支援等 の実施にかか る経費		
食糧費 加算	登録児童数×年間開所日数×日 額 8 0 円	登録児童		
送迎費 支援	5 3 6 千円まで ※実施月数（1月に満たない端 数を生じたときは、これを1月 とする。）が12月に満たない 場合には、基準額に「実施月数 ÷12」を乗じた額（1円未満 切り捨て）とする。	車両に係る燃 料費及び運転 手の人件費又 は児童への付 き添いに係る 人件費		
処遇改 善費	以下の(1)及び(2)を対象とし、 1つの支援の単位が同時に対象 となることはできない。 (1) 家庭、学校等との連絡及 び情報交換等の育成支援に従 事する職員を配置 1, 6 7 8 千円 (2) (1)に加え、地域との連 携・協力等の育成支援に従事 する常勤職員を配置 3, 1 5 8 千円 ※実施月数（1月に満たない端	平日は18時 30分を超え て開所し、長 期休暇期間等 の場合は1日 8時間以上開 所しており、 かつ年間25 0日以上開所 している学童 保育室におい て、平成25		

	数を生じたときは、これを1月とする。)が12月に満たない場合には、基準額に「実施月数÷12」を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。	年度の当該学童保育室の職員賃金水準に対する改善を実施		
障害児賠償責任保険料加算	1学童保育室年額 10千円	障害児が1人以上加入している学童保育室	加入月の翌月の5日	
新型コロナウイルス感染症対策支援事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るために要した経費 定員19人以下 300千円まで 定員20人以上59人以下 400千円まで 定員60人以上 500千円まで	新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るための備品の購入、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発等に要した経費(飲食物費を除く。)	請求年度の末日	請求の日から60日以内
	新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るために要した改修費 1学童保育室年額 1,000千円まで	新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のために必要となる改修や設備の整備等に限る		
ICT化推進事業	500千円まで	インターネット環境整備に係る導入経費(工事費、機		

		器購入費)		
放課後 児童支 援員等 処遇改 善事業 (月額 9,000 円相当 賃金改 善)	1 1,000円×賃金改善対象 者数×事業実施月数 ※「賃金改善対象者数」とは、 賃金改善を行う常勤職員数に、 1月当たりの勤務時間数を就業 規則等で定めた常勤の1月当た りの勤務時間数で除した非常勤 職員数(常勤換算)を加えたも のをいう。なお、「賃金改善対 象者数」については、当該年度 以降において、賃金改善が行わ れている又は賃金改善を行う見 込みの職員で、放課後児童クラ ブに勤務している職員により算 出すること。ただし、新規採用 等により、賃金改善対象者数の 増加が見込まれる場合には、適 宜賃金対象者数に反映し、算出 すること。なお、補助基準単価 には、当該賃金改善に伴い増加 する法定福利費等の事業主負担 分を含んでいる。	放課後児童支 援員等処遇改 善臨時特例事 業(月額9, 000円相当 賃金改善)の 実施に必要な 経費		四半期ごとに 請求の日から 30日以内
放課後 児童支 援員キ ャリア アップ 処遇改 善事業	1 支援の単位当たりの次に掲げ る(1)から(3)までの合計額 (1) 放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり13 1,000円 (2) おおむね経験年数5年以 上の放課後児童支援員で、一 定の研修を受講したものを配	放課後児童支 援員キャリア アップ処遇改 善事業の実施 に必要な経費 (給料、職員 手当(時間外 勤務手当、期		

	置 対象職員 1 人当たり 2 6 3, 0 0 0 円 (3) (2) の条件を満たすおおむ ね経験年数 1 0 年以上の放課 後児童支援員で、事務所長 (マネジメント) 的立場にあ る者を配置 対象職員 1 人当 たり 3 9 4, 0 0 0 円 ※ 1 支援の単位当たりの基準 額は、9 1 9, 0 0 0 円を上 限とする。 ※ 事業実施月数 (1 月に満た ない端数を生じたときは、こ れを 1 月とする。) が 1 2 月 に満たない場合には、算定さ れた基準額に「事業実施月数 ÷ 1 2」を乗じた額 (1 円未 満切り捨て) とする。	末勤勉手当及 び通勤手 当)、共済費 (社会保険 料)、賃金、 委託料及び補 助金)
放課後 児童ク ラブ障 害児受 入促進 事業	1 学童保育室年額 1, 0 0 0 千円まで	障害児を受け 入れるために 必要な改修、 設備の整備・ 修繕及び備品 を購入するた めに要した経 費

別表第3（第6条関係）

経営状況に関する書類

基準	提出書類
円滑な事業運営が可能であること。 事業実施のための専用施設を有するか、又は継続的な貸与が見込まれること。 学童保育室事業の実績があるか、又は当事業実施が十分見込まれること。 事業の継続運営が可能であること。	賃貸借契約書等 事業経歴書（法人） その他市長が必要と認める書類